

2023.3  
春

広島県 医療勤務環境改善支援センター

# News Letter

## 第9回 医療勤務環境セミナー 開催

令和5年1月23日(2023年)、ホテルグランヴィア広島およびオンラインにて「第9回医療勤務環境セミナー」(主催 広島県、共催 広島労働局)を開催し、約70の医療機関が参加しました。

まず、広島県健康福祉局医療介護基盤課 田所一三課長より、コロナ禍での日々の医療提供に対する御礼等挨拶されました。

その後、講演①「宿日直許可基準について～宿日直許可の現状と注意点～」では、広島労働局第3方面主任監督官の森岡一郎氏より宿日直許可基準のポイントなどについて講演されました。続く特別講演では、旭川赤十字病院院長の牧野憲一先生から「働き方改革に向けての取り組み～出退勤管理と時間外管理～」と題して特別講演がありました(裏面参照)。また、最後の「特例水準の指定申請」では、広島県医療介護基盤課 福庭健二氏より今後のスケジュール(下図)などについて情報提供しました。

## 第9回医療勤務環境

主催: 広島県医療勤務環境改善支援センター



挨拶する広島県医療介護基盤課 田所一三課長

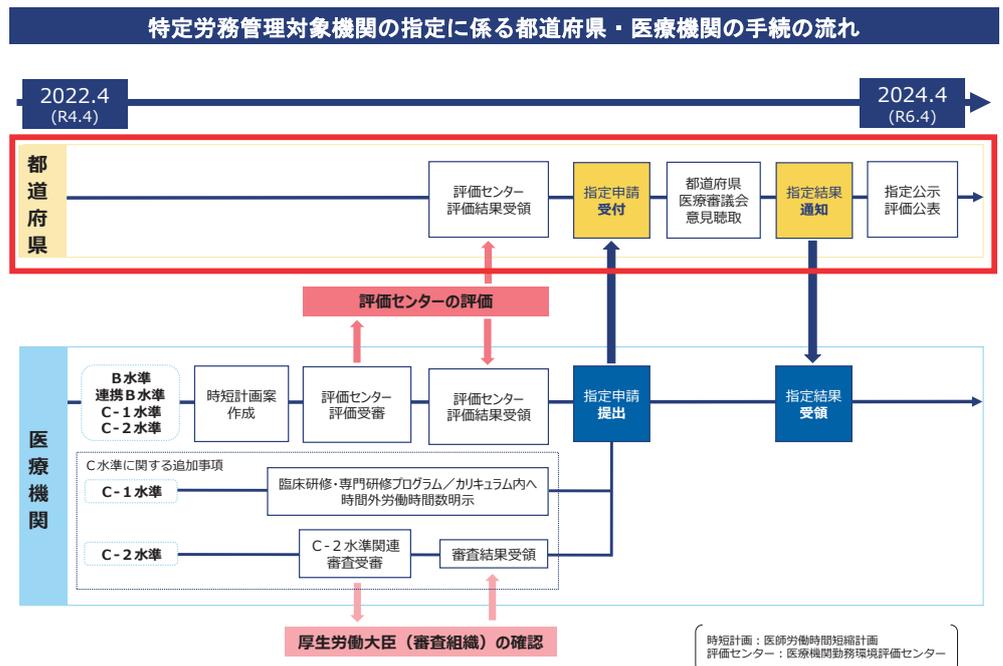


オンラインにてご講演される牧野憲一先生

## 令和5年中に広島県への特例水準指定の申請を!

厚生労働省の資料(右図)で示されているように、令和6年4月からの医師の働き方改革施行に伴い、時間外及び休日労働が年間960時間を超える医師のいる施設では、特例水準(いわゆるB、連携B、C-1、C-2水準)について都道府県の指定を受ける必要があります。

令和6年4月の前に広島県から指定を受けるためには、令和5年中に広島県への特例水準指定について申請する必要があります。



# 特別講演「働き方改革に向けての取り組み～出退勤管理と時間外管理～」

講師 旭川赤十字病院 院長 牧野憲一 先生

旭川赤十字病院（以下、当院）では、2018年頃から医師の時間外労働を含めた医師の働き方改革への対応に取り組み始めました。

令和元年7月1日（2018年）の労働基準局長通知のように、基本的に時間外労働は上司の命令が必要となりますが、医師には労働者という意識や業務について命令されるような意識はあまりありません。そのため、医師の働き方改革に対応しようと医師にタイムカードの打刻や時間外労働の申請を求めても、徹底は難しいのが現状です。そこで当院では、打刻しない医師にメールでの通知をRPA（ロボティックプロセスオートメーション）で自動化したり、未打刻者のパソコン画面にペンギンが飛び回るように設定するなどの工夫もして、打刻等への協力を促しました。

また時間外労働について、★救急に関するものと、☆それ以外のものに表示を分け、避けることが難しい業務かタスクシフトや段取り等で時間外労働を抑えられる業務かがわかるようにしました。（右図）

時間外勤務発生要因別分類

	救急・手術（★）	通常業務（☆）
該当するもの	救急患者 手術 緊急の処置・検査 夕方の新入院 待機医師による休日の病棟業務 etc.	病棟回診 カンファレンス・チーム回診 文書作成 通常の新入院 休日回診 etc.
医師による実施開始時間の調節	不能	可能
医師による終了時間の調節	不能	可能
業務の忙しさ	相関なし	相関あり

© Kenichi Makino, Japanese Red Cross Asahikawa Hospital

## 『医師の働き方改革』への対応、院長みずからも

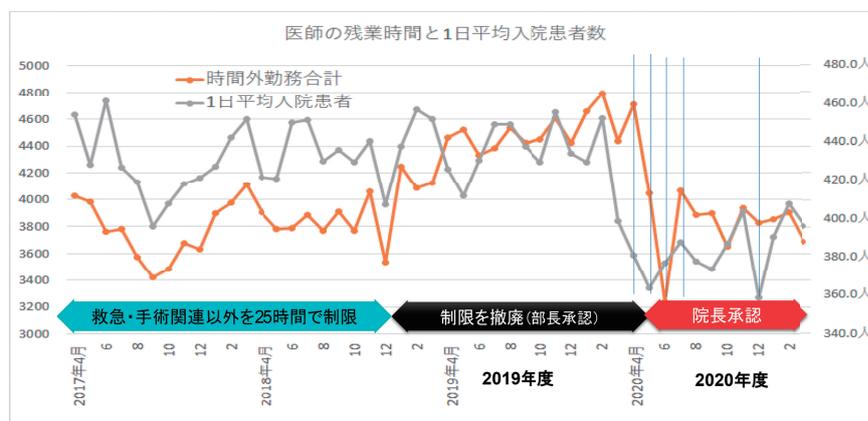
時間外労働については、時間を把握することに加えて 不要な時間外労働をしないことが重要です。

救急関連の時間外労働については上制限がありませんが、救急以外の時間外労働については月25時間の制限がありました。2019年から救急以外の制限をなくすと時間外労働は増加し、病院の稼働とも相関なくなりました。そこで、2020年度から医師からの時間外申請について院長みずから許可するようにしました。その際に、診療科のなかで一人の医師だけ時間外労働が多い場合や長時間労働を連日されている場合には、患者数などのデータを確認した上で「忙しいですか？」などと業務内容についても該当医師とお話しました。また、上長である部長には診療科での業務分担の見直しを要請しました。

結果、医師からの時間外労働の申告は減少し、より必要な時間外労働へとシフトしていったと感じています。ただ、在院時間と時間外労働に乖離が大きい場合には、サービス残業等についてもチェックする必要があると考えています。

時間外労働の申請を許可する院長の負担はそれほど大きくはなく、日頃なかなかできない若手医師とコミュニケーションの機会が出来たことは思わぬ収穫でした。

申請方法の見直しとそれによる変化



© Kenichi Makino, Japanese Red Cross Asahikawa Hospital

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医療介護基盤課内

TEL:082-513-3057

受付時間: (平日)10時～12時、13時～16時  
(土日祝日、年末年始を除く)